木島平村立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画

令和８年12月

木島平村教育委員会

１．計画の趣旨、現状

（１）計画の趣旨

本村の公立学校に勤務する教職員の時間外在校等時間、教育職員のワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標を定め、教育職員の業務量・健康確保の適切な管理を行うものとする。

（２）現状

○本村では、令和５年12月13日に「学校職員の勤務時間等に関する規程」の一部を改正し、所管に属する学校の教育職員の時間外在校等時間の上限を１か月45時間、１年360時間と定め、教職員の超過勤務の縮減とこどもと向き合う時間の確保を目指して取り組んできた。

○こうした取り組みの結果、本村における教育職員の時間外在校等の時間について、令和７年度は次のとおりであった。

【令和７年（1 月～12 月）の教員一人当たりの時間外在校等時間の状況】

	年平均	月 45 時間を上回る割合	月 80 時間を上回る割合
小学校	月 ３６．７時間	２０．４％	３．３％
中学校	月 ３４．０時間	２３．５％	１．４％

○小中共に時間外在校等時間が 45 時間を超える割合が 20%以上と多くなっている。特に中学校では、部活動の指導等の業務の負担が大きくなっており、部活動の休養日の完全実施、外部指導者の活用等を図ることによって、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

○こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第 8 条に基づき計画を策定する。

２．目標

本計画において達成を目指す目標は次のとおり。

（１）時間外在校等時間に関する目標

・1 ヵ月時間外在校等時間が 45 時間以下の割合を 100%にする。

・1 年間における 1 ヵ月時間外在校等時間の平均時間を 30 時間程度にする。

（２）ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

【カッコ内は令和７年度の数値】

・年間の年次有給休暇の平均取得日数を 15 日以上にする。

・ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を 0%まで減少させる

【8.3%】

３．計画の期間

令和８年度～令和１１年度

４．実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本村では、本計画期間中の重点事項として、次の内容に取り組む。

（１）「業務の３分類」を踏まえた業務の見直し

ア　学校以外が担うべき業務

〇登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

・各地域の実情を踏まえつつ、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。

〇放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応。

・放課後から夜間の見回りについては、学校における自主的な見守りは原則行わないこととする。

・補導された児童生徒の引き取りについては、保護者が第１義的な責任を負うことについて認識を共有する。

イ　教師以外が積極的に参画すべき業務

〇調査・統計等への回答

・調査内容、回答方法などを精査し、学校の事務負担を軽減する

〇部活動

・中学校部活動については、長野県地域クラブ活動推進ガイドライン及び岳北４市村連携部活動地域展開ガイドラインに基づき、みゆき野ジュニアクラブに所属する実施主体の休日部活動を令和８年度中に地域展開し、平日部活動も準備ができたものから地域展開する。

ウ　教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

〇授業準備、学習評価や成績処理

・教員業務支援員（スクールサポートスタッフ）を配置し、事務的作業の軽減を図る。

・村費専科教員を配置し、受け待ち授業時数の軽減を図る。
・ICT 等の活用により、授業準備、採点作業や成績処理等にかかる事務負担を軽減する。

○支援が必要な児童生徒・家庭への対応
・特別支援教育支援員を村費で雇用し、支援が必要な児童生徒への適正な支援を実施する。
・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門的な知見を活用しつつ、教職員が連携・協議した支援体制を構築する。

（２）学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。
・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小４以上は年間で 1,086 単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
・当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
・クラウドサービスの利用拡大や保護者連絡アプリの利用促進など、デジタル技術活用の更なる充実を図り校務の効率化を推進する。

（３）教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、次の内容に取り組む。
・1 ヵ月時間外在校等時間が 80 時間を超えた教育職員に医師による面接指導を勧める。
・11 時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
・年次有給休暇について、まとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。

５．関連する取組、今後のフォローアップについて

・取組の着実な実行を図るため、教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、木島平村の HP で公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告する。

・学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む

・時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、学校へのヒアリング等によって定期的に把握し、その他の目標については、ストレスチェックの結果から把握する。

・教育委員会において、学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題がみられるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対して は、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、学校に対する個別の支援・指導を実施する。

・各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。

・保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治体等に対して、本村における「業務の３分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるように取り組む。